

## 大分大学医学部附属病院行動制限最小化委員会細則

平成21年3月25日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成16年医学部規程第1-22号）第16条の規定に基づき、大分大学医学部附属病院行動制限最小化委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (委員会)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者を持って構成する。

- (1) 精神科の医師（精神保健指定医を含む。） 若干人
- (2) 看護師 若干人
- (3) 精神保健福祉士 1人
- (4) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第1号及び第3号の精神科の医師及び精神保健福祉士にあつては、精神科長、第2号の看護師にあつては看護部長が病院長に推薦し、病院長が指名する。

3 基本診療料の施設基準等に係る届出に必要な委員会の構成員については、前項第1号、第2号及び第3号の者とする。

### (委員会の任務)

第3条 委員会は、次に掲げる任務を行う。

- (1) 行動制限患者の病状改善、行動制限の状況の適正性に関すること。
- (2) 行動制限最小化検討会議（月1回程度）に関すること。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、隔離拘束の早期解除及び危機予防のための介入技術等に関する研修会（年2回程度）の企画及び立案に関すること。
- (4) その他行動制限最小化に関すること。

第4条 行動制限が必要な措置入院、緊急措置入院、医療保護入院及び応急入院の患者の主治医は委員会の要請を受け、「行動制限実施レポート」を作成し、委員会に報告するものとする。

2 委員会は「行動制限実施レポート」をもとに行動制限最小化検討会議を実施し、評価を「行動制限実施レポート」に記載する。

第5条 この細則に定めるもののほか、行動制限最小化について、協議する必要が生じた場合は、精神科長、看護部長及び行動制限最小化委員会により協議するものとする。

### 附 則（平成21年医学部附属病院細則第4-30号）

- 1 この細則は、平成21年3月25日から施行する。
- 2 大分大学医学部附属病院行動制限最小化要項（平成16年8月1日制定）は、廃止する。